

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (四)

—一八七二年九月より一八七二年一月までの記録—

岩村等

凡例

資料 (1)~(10) (以上第一五号)

(11)~(24) (以上第一六号)

(25)~(42) (以上第一九号)

(43)~(57) (以上本号)

(43) チャイナ・アンド・ジャパン貿易商会对 F・フ

イツシャー

No. 20 民事

女王陛下の地方裁判所

(130)

兵庫 一八七二年二月二三日

J・J・エンスリー様の前で

チャイナ・アンド・ジャパン

(C・アンド・J) 貿易商会

対 二つのチェーンの賃借料九〇ドルに対する請求

F・フィツシャー

請求を認諾するか否かと問われて、被告は、「私は、請求額の一部、五〇ドルを認諾する」と返答した。

A・S・フォープズ (Folps) は正式に宣誓して証言した。

当初、チェーンは一日につき六ドルで賃借され、一八日間で一

料 ○八ドルとなる予定であった。被告は、この金額があまりにも

高過ぎると主張し、減額を求めた。その結果、五ドルに減額して、合意をみたのである。私が横浜を不在にしている間に、ベイフィールド (Bayfield) 氏の手形がフィッシャー氏に送付され、回答が返ってきた。手形の受領は、私にとっては、ファゾム

の数について何か特殊な合意があるということの最初の暗示であった。提出された領収書は、彼が一二〇ファゾムのチェーンを受け取ったことを示している。当初の合意を証明するために、私は、われわれの会社のカービーによる私の帳簿へのもとの記載を提出する。フィッシャー氏に会ったときに、私は、即座に払うならば七五ドルでよいと言った。私は、一〇月に再び横浜を離れた。私が不在の間に、被告はベイフィールド氏のところへ行つて、五〇ドルの現金による示談をする気にさせた。このことについては、私は、フィッシャー氏に手紙を書いたあと、被告が店にやってきて清算のために三五ドルを差し出すか、六ヶ月払いの五〇ドルの手形を私に与えることを申し出た先週の土曜日まで、何も知らなかった。これらの条件では、私は、示談を受け入れることができなかったし、彼が支払わない限り、彼を相手取って訴訟を提起すると彼に言った。七五ドルと五〇ドルの減額は現金になったが、われわれは、今や、九〇ド

ルおよび六ヶ月の利息をあわせて総計九五ドルを請求するものである。

被告に対して。あなたは、七五ドルについて私と合意した。

このことは路上でのことであつた。あなたがチェーンについて私に依頼したときの時間を私は覚えていたが、長さについては記憶がない。私は、あなたにどれぐらいの長さが欲しいか聞いてから、六ドルを請求しなければならぬと言つた。

署名 A・S・フォーブズ

F・フィッシャーは正式に宣誓して証言した。私は、C・アード・J商会からチェーン一二〇ファゾムを受け取つたことを認める。私とフォーブズ氏との当初の合意は、一五〇ファゾムのチェーンを一日につき六ドルで借りることであつた。引渡しの際に、私は一二〇ファゾムを受け取つただけである。私はチェーンを返却して、ベイフィールド氏に会い、貸借期間を考慮した減額についてフォーブズ氏に会いたいと言つた。私は、予期していた以上に期間をもっと長くしたかったのである。彼は、フォーブズ氏に照会せずに取り決めることができる。私に言つたので、それで私は彼と一緒に計算にはいり、金額を七〇ドル余りに下げたのである。それから私は再度フォーブズ氏を訪ねたが、彼はまたまた不在であつた。私は、ベイフィ

ールド氏に何らかの解決に到達したいと言ったので、彼は私に何を望むのかと尋ねた。われわれは、それについて少々話をしたが、窮極的には五〇ドルで話がまとまったのである。ベイフィールド氏は、減額されるならば現金で支払われねばならないと言明した。私は彼にそれなら私はできないし、彼らはしばらく待たなければならぬということと言った。彼は、このことに合意した。翌月には、五〇ドルの勘定書が送付されてきた。その次の月にも同様に送付されてきたと信じている。街角で私はフォーブズ氏に出会ったが、彼は、いつ私が勘定を清算するつもりかと聞いた。私は、プライド・オブ・チームズ号について若干の仕事を終えるまでは、いつ清算するか言えないと言った。しばらくは、勘定書は再度提出されることはなかった。次に私の受け取った勘定書は七〇ドルあるいは七五ドルであったが、その文書に先立って、九〇ドルの勘定書一通が私に送付されてきた。私は清算についてフォーブズ氏を訪問し、その問題を裁判所に持っていくよりはむしろ、都合はつきかねたけれども八五ドルを支払うということを除いて、保護されていない債権者と同一の条件で一ドルにつき五〇セントで示談にしようと思案した。彼は、私に五〇ドル以上取るつもりはないと言った。これを私は与えることができなかった。私は、家からの送

132

金をとりに行く時間を彼が私に与えるなら、全額支払うと申し出た。彼はこのことをも拒絶した。

原告に対して。チェーンを受け取ったときに、私は、あなたがいなかったから、減額については何も言わなかった。あなたが適正な物以上には要求しないと信じていたので、私はその後何も言わなかった。二、三日中に支払うとはあなたの両替屋には言っていない。船の中にすべての私の金があるので、私は、あなたに暫くしてから支払うと言ったのである。

署名 フランク・フィッシャー

ジェオ・ベイフィールドは正式に宣誓して証言した。私は、チェーンについてあなたに会ったことを覚えていた。あなたが、あなたの手配したチェーンを全部持っていないと私に言ったことを記憶している。あなたが言ったことよってチェーンの量を知っているだけである。フォーブズ氏は、この特定の件について処理する権限を私に与えなかったが、それについて決定しうると私は考えた。私は、あなたと現金で五〇ドル、すなわち早期決済ということを取り決めた。あなたは、私に約一週間で清算したいと言った。私は、このことについて全く確かである。あなたの口ぶりから、私は、勘定が約一週間で送られるであろうと思った。私はそう思ったのである。私は、会社用の

料 計算書を作成し、帳簿をつけている。この項目は、覚書において、

資 成した。最初に、私は、九〇ドルの勘定書を提出し、その後五〇ドルの取決めがあり、あなたが支払わなかったときに、フォ

ーズ氏との最初の取決めによつた七五ドルの勘定書を提出した。五〇ドルの取決めのおとで、私があなたに九〇ドルの勘定書を作成したとは思わない。八月三一日以来九〇ドルの勘定書を作成しなかつたと私は思う。私は、あなたに五〇ドルの勘定書を送つた。あなたがそれを支払わなかつたときに、私は、元の七五ドルの減額した勘定書をあなたに送つた。

署名 ジェオ・ベイフィールド

事実認定

チャイナ・アンド・ジャパン貿易商会によるフランク・フィッシャーを相手取る一日につき五ドルで一八七一年八月一〇日から二八日までのすなわち一八日間の、総額九〇ドルになる二つのチェーンの賃借料を求める、チェーンのこの訴訟において、相互の合意により約一五ドルの減額が行われたことは明白である。しばらくのちに、その請求が現金による五〇ドルの支払いによつて解決されうることが合意された。被告

は、一層の減額がなされる条件に応じなかつたので、合意は破棄されたのである。しかしながら被告側の遅延が当初原告側によつて表明された七五ドルの金額を受け入れるという意思に影響を与えたことを示すものは全くない。何らかの契約が万一即座の支払がなされない場合の利息に関して作成されたとも全く思われない。

判決

それゆゑ法廷は被告が原告に七五ドルを支払うべしと判決する。訴訟費用三ドルは被告の負担とする。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

(44) 女王対マーティン・オルセン

No 1 警察

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月二七日

女王

対

マーティン・オルセン (Martin Olsen)

エドワード・アービング (Edward Irving)、プリンス・アルフレッド (Prince Alfred) 号の A・B・級船員、は正式に宣誓して証言した。日曜日の朝、私は上陸し、午後八時には船上に戻った。着物を脱いでから、私は、船尾の司厨員のところへ行った。私は、コックが陸へ上がったやつには何もないと聞いたので、司厨員に何か食物はないかと聞いた。航海士は、話しながら、全乗組員に前もって配布された食料があると言った。私は、彼にコックが全く何もないと言ったと告げた。そこで、彼は、私にコックはそれについては全く関係がないと言った。私は、上陸許可を受けた船員に食料が与えられなかったのはそれが最初ではなかったのだ、それについてはすべて知っていると言ったのである。彼は、私に出て行くようにと言って、さらに出て行かなければ私の頭を剣で切り離すと言い、棚から一本取り出して私に切りかかってきた。私はすばやく身をかわして逃げ出したのである。そばにいたもう一人の男がそれを奪い取った。このようなことを彼がやったのはそれが最初ではない。

被告による尋問。私は司厨員を大声で呼んだ。あなたは、許可には関係ないということについて何も言わなかった。私は、あなたが最初に私に命令したときには出て行かなかった。私は出て行ってから再度船尾に来た。あなたは私に出て行けと言っ

たが、私は出て行かなかった。

法廷に対して。私は、許可を得て上陸したのである。

署名 エドワード・アービング

トーマス・ブレンテン (Thomas Brenten)、A・B・級船員、は正式に宣誓して証言した。私は、アービングが船に帰ってきたときに船首楼におり、食べ物について何か騒ぎが起きているのを聞いた。私は、ベッドから起き出してドアのところへ行ったが、その時、その航海士がアービングの頭に剣をふりかざしているのを見た。私は、その航海士が一撃したのを見たが、彼が切りつけたかどうかは知らない。もう一人の男が剣を取り上げたのを見た。私は、もう一人が取り上げたあと剣をほり上げるのを見た。そこで、私は、行って剣をかたづけた。

被告に対して。私は、あなたがだれかを切り倒してやるというのを聞いた。私は、このことを船首楼から聞くことができた。

署名 T・ブレンティ × 彼の×印

チャールズ・ネルソン (Charles Nelson)、A・B・級船員は正式に宣誓して証言した。私とアービングは船尾に来て、司厨員に何か食べる物をくれと頼んだ。その航海士は、われわれに答えた。私は、アービングが何を言ったか知らない。私は、航海士がわれわれを外へ連れ出すと言うのを聞いた。航海士が

料 棚から剣をとり出すのを私は見た。私は、航海士のところへ走り寄り剣をつかんだ。

被告に対して。私が剣を奪ったとは思わない。外へ出て行けということ二度言われたことを記憶していない。

署名 チャールズ・ネルソン

ジェームズ・ファローング (James Furlong)、三等水夫、は正式に宣誓して証言した。私は、航海士が剣を手にしているのを見た。私は前に出て話を聞いた。

法廷に対して。私は、剣を手にした航海士を見た。その時アービングはその航海士の近くにいた。その剣は船乗り用の短剣であった。その短剣は後檣のまわりに保管されている。その航海士は船室の扉の内側に立っていた。その扉は後檣から約二ヤードのところであった。アービングは甲板の外側にいた。これは午後八時半から九時までの間に起こった。私は主ハッチにいた。そのハッチは扉から七ないし八ヤードのところであった。その時には全く暗くなっていた。

署名 ジェームズ・ファローング

ウィリアム・クック (William Cook)、三等水夫、は正式に宣誓して証言した。アービングとネルソンが船に戻ってきたとき、彼らは何か食べるものを求めて船尾へ行った。私はわめき

声を聞いた。しかし何も見なかった。

法廷に対して。その日、私は上陸しなかった。アービングとチャールズが船尾に行く前に彼らを見た。彼らは楽しそうにしていたが酔ってはいなかった。彼らはふらついていなかった。

署名 ウィリアム・ジョセフ・クック

マーティン・オルセンは正式に宣誓して証言した。ネルソンとアービングが船尾にやってきて司厨員を大声で呼んだ午後九時頃、私は船室のテーブルの後ろの端に座っていた。私も「司厨員」と大声で呼んだ。彼は彼の部屋の通路から出てきた。二人の男は何か食べ物がほしいと言った。司厨員は許可が先に出生されていると言った。そこで彼らは私に何か食べる物をくれと頼んだ。私は、それには何の関係もないと言った。彼らは前の方へ行った。それから戻ってきて、彼らは、私に何か食べる物がほしいと言った。クックは、彼らに何ももって配布されていないと言った。私は、それが前もって配布されたと言った。それから、アービングは、私を侮辱し、下品な言葉を使いはじめた。二回にわたって、私は、彼に船室の扉から出て行くように命じた。彼は従わなかった。私は、それが船室の扉に近接していたので後檣のところへ走った。私は、驚かしてやろうとそこで短剣をとった。誰もなぐっていない。チャールズ・ネルソン

ンは手で短剣をつかんだ。私は、彼の手からそれをとりあげ、元の場所へ置いた。男たちが船尾にやってきて、二人を外へ引き出したのである。

署名 マーティン・オルセン

マイケル・ド・ロンザ (Michel de Lonza)、司厨員、は正式に宣誓して証言した。日曜日の夜八時頃、アービングは船尾にやってきて、私を呼んだ。私が行くと、彼は何か食べる物がほしいと言った。私は、コックがその日の食料を全部持っているで、彼のところへ行くようにと言った。そこで、アービングは私に寝てよいと言った。それから、アービングは外へ行ったが、また船尾に戻ってきた。その航海士は本を読んでいるところであったが、彼は何か食べる物を頼んだ。その航海士は、コックがそれについてすべて知っているので外へ出ていくようにと言った。そうすると、アービングはその航海士に甲板に出てこいと言って、案内しようとした。彼は、その航海士に地獄へ行けとも言った。そこで、航海士は起き上がって彼のあとを追い駆けた。

告発者に対して。私は航海士が柵から短剣を取ったのは見なかった。私は自分の部屋にいたけれども、航海士があなたのあとを走って追ったのを見ることはできた。

マイケル・ド・ロンザ × 彼の×印

ジョン・ミラー (John Miller)、三等航海士、は正式に宣誓して証言した。私は、一人の男が船室の扉のところへ来るのを聞いた。その航海士は、彼に出て行くように言った。彼は去ったが、また戻ってきた。彼は、彼の正当な要求のためにやってきたので、立ち去るつもりはないと言った。その航海士は、彼が彼を出ていかせようとするのを見た。そこでその男は、航海士が外へ出てくれば、彼に何があったのかを理解するであろうと言った。そこで、私は、航海士が船室の扉のところへ行くのを耳にした。次に耳にはいつてきたのは、男たちの一人が「お前が私の手を今切った」と言ったことである。その航海士は、「君は手を持って行くべきであった」と言った。その船員は、彼がその男の頭を切るうとしたと返答した。

告発者に対して。私は、誰がこのように口ぎたない名前で航海士を打ったか知らない。

署名 ジョン・ミラー

判決

法廷は、あなた、マーティン・オルセンに対し、この告発において言及された状況下で船の短剣を所持していた件で、一ドルの罰金を科するものである。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

判事

(45) アー・モウ対マーク・ボイセイとベンジャミ

ン・ローリング

Na 1と3警察

女王陛下の裁判所

兵庫 一八七二年二月二七日

アー・モウ (Ah Mow)

対

マーク・ボイセイとベン

ジャミン・ローリング

不法侵害と暴行

本告発を認めるかと尋ねられて、両被告は「否」と返答した。

当該中国人の取調べにおいて、暴行と不法侵害を犯した人物は一人の老人であるということが判明した。

それゆえ、本件は却下された。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

(46) G・R・マッケンジー対J・ハーディと

M・ボイセイ (一)

Na 24と25民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月二八日

J・J・エンズリー様の前で

G・R・マッケンジー (Mackenzie)

対

J・ハーディとボイセイ

蒸気ランチについての件における司法救助

申立て書が朗読されてから、被告たちは、彼らが答弁したときになされた主張を認めるかどうかと問われた。

原告の不在により審問の通知が彼に送達されていないので、裁判は延期された。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

(47) 女王対J・ハーディ

Na 4 刑事



兵庫 一八七二年二月二八日

J・J・エンズリー様の前で

女王

対 治安妨害の脅威

J・ハーデイ

R・ド・ピョートルーフスキーの宣誓供述書が朗読されてから、彼は、さらに陳述すべきことがあるか問われた。

R・ド・ピョートルーフスキーは宣誓して、以下のよう

に答えた。今日の午後、私は、再び被告人に会ったが、彼は再び「お前は男色者だ」という趣旨の言葉を使用した。私は、決して被告人を挑発するようなことはしなかった。

被告人は、問題の夜、何らかの話し合いが彼らの間であった

が、陳述されているように今日の午後彼には会わなかったという趣旨の散漫な陳述をなした。

判決

事件の事情は、宣誓供述書の中で告発されたほど完全な程度に判決を正当化するようなものではない。法廷は、ジェームズ・ハーデイに、治安を維持するために各々五〇ドルの二つの保釈金と、あなた自身の一〇〇ドルとを認めるように要求するものである。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

140

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

(48) G・R・マッケンジー対J・ハーデイと

M・ボイセイ (一)

No 24と25民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年二月二九日

J・J・エンズリー様の前で

G・R・マッケンジー

対 蒸気ランチについての件における司法救助

J・ハーデイとM・ボイセイ

申立て書が朗読されてから、被告たちは主張を認めるかどうかと問われて、その時彼らは返答した。

M・ボイセイは、「私は、主張が正確であるとは認めない」と答えた。

J・ハーデイは、「私も同じ事を認める」と答えた。

G・R・マッケンジーは正式に宣誓して証言した。私の陳述に加えて、蒸気ランチ売り出しについてのデス(Death)商会

111

によるものと覚書を提出する。單純に、私は、そのランチが私の所有であると主張することを繰り返すだけである。

被告に対して。私は、ハーディ氏から購入資金を得た。私は、彼の依頼によってそれを買ったわけではないが、彼は、それがよい点であるだろうし、もし私がそれに携わりたいのであれば二〇〇ドルを貸すと言ったのである。ハーディ氏は、私に必要だけ金を融通せよという指示をドモニイ商会に託した。修理の費用については全く調べなかった。私がコリンズ氏に、蒸気ランチを世話してきたのでそれに対する請求権を持っていると言ったかどうか全くはつきりしているわけではない。ウィグナル氏の所から、私がそれを取り出してからは、そのランチは、岬の近くの日本人の土地にあった。修理のため、私はそれをハーディ氏に預けた。彼は、修理の勘定書を私に決して渡さなかった。私は、現在の価値を知らない。ハーディは、ランチ側を安く修理しようと言った。私が彼と前から取引していたので、彼がそのような申出をしたのだと私は思う。その申出がなされたときに、他に誰か居合わせたかも知れない。ポイセイ氏は、私には全く何も言わなかった。文書の上では、そのランチが会社の財産として評価されていることを私は見た。ハーディ氏は、二〇〇ドルについての事項を会社の收支計算書に記入し

たと言った。コリンズ氏に、私は、私の財産としてそのランチに対する請求権を持っていると言った。私は、なされた役割に対するいかなる勘定も放棄しなかった。

署名 G・R・マッケンジー

これで原告のための陳述を打ち切る。

ポイセイ氏は正式に宣誓して証言した。昨年の一〇月、ランチ売却の広告が出された。ハーディ氏は、私に、それが二〇〇ドルでよいならば彼が買いたいと言った。私は、彼に、買いたいのであればその金額では不可能であると言った。彼は、私に、彼が元の所有者であるから彼の名義でそれを買うのはよくないが、マッケンジー船長に可能な限りそれを二〇〇ドルで得るように努めさせたいと言った。マッケンジー船長に売却する前に、彼は、彼とともにわれわれの店へはいつてきて、その問題を解決したと私に言った。売却後、私はマッケンジーに会ったが、彼は、ハーディのためにそのランチを買ったと言った。その後、ハーディに会ったが、彼は、私にそれで全くよいと言った。数日後、ハーディは出発しようとしていたが、その時、私に、ランチの修理に銅を必要としているが、原価の一割増しで——と私は思うが——手に入れることができるとマッケンジー船長に言ったので、マッケンジー船長にカービー商会か

ら手に入れるように言ったと伝えた。それもまた、マッケンジー船長が勘定書を持ってきたら、私は、帳簿に載せるつもりであった。その蒸気ランチは、ウィグナルの地所にあったが、そこで、渋谷(酒造屋)のところへ移された。ランチの修理中、私は、ハーディとともに、長い間そこにいた。すべての修理費用は私によって支払われた。私は、マッケンジー氏によるいかなる請求も聞かなかった。購入金額は、私の計算書に記入され、私が知っているように、それは会社の所有に属していた。(44)

署名 M・ボイセイ

J・ハーディは正式に宣誓して証言した。私は、蒸気ランチが決してドモニイ商会の財産ではなく、マッケンジー船長のものであると陳述する。私は、私の計算書で誤りを犯し、それを担保に二〇〇ドルを貸付けていた。私は、すべての私の商売について正確な陳述をなした。私は、商売上私がなしたすべてのことを一枚の紙に書きつけた。私は、ランチに関するすべてのことを私の計算書に借方で記入していたが、これは誤りかも知れない。

原告に対して。私は、マッケンジー氏による金銭の領収書を提出する。

法廷に対して。そのランチに関連して生じた費用は私の私的

理由によるものであり、それらを商会の私の計算書に記入することによって私は誤りを犯したのである。商会は、それについては全く関係ないと言っている。購入の際とずっと後にも、ボイセイ氏はそれについて全く関係がないと言った。一月一日に、マッケンジー船長は、そのランチを買うつもりかと私に聞いた。その時、私は店の中におり、ボイセイは全く関係ないと言った。そこで、マッケンジー船長は、金を持っていたら買いたいと言ったので、私は、彼に必要なならば数百ドル貸そうと言ったのである。私は、ドモニイ商会の帳簿上、ランチについての記入を見たことがなかった。それは最近作成されたに違いない。その蒸気ランチによって生じた費用は七、ないし八〇〇ドルになる。これは、それが私の私的勘定であるのでドモニイ商会に帰属するものではない。この勘定が支払われるときには、それは商会ではなく私に属する。

署名 J・ハーディ

事実認定

商会の所有となっているとして收支計算書に記帳されている蒸気ランチの回復を求めてG・R・マッケンジーよりドモニイ商会のもとに貿易に従事しているJ・ハーディとM・ボイセイとを相手取った訴訟となっているこの件において提出された証

料 拠を検討するに、法廷は、口頭の証言がきわめて矛盾した性格をもっていると認定するものである。

しかしながら前記ランチの売買代金に対する原告へのA・デス商会による領収書と、前記購入金額である二〇〇ドルに対する被告J・ハーディへの原告による領収書は提出されており、ハーディとボイセイの交互訴訟において被告ハーディより提出された修正された収支計算書は、蒸気ランチについて貸付けられた現金として二〇〇ドルについての一〇月一〇日の記入を含んでいる。

判 決

それゆえ法廷は蒸気ランチに対する原告の所有権を認め、商會によって引き受けられた諸費用——もしあれば——を支払うことにより同一の物が原告に引き渡されるべしと判決するものである。

訴訟費用は被告の負担とする。

訴訟費用 二〇ドル。

署名 ジェームズ・J・エンスリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

裁可された。

署名 エイブル・J・C・ガワー

(49) J・ハーディ対J・H・ウィグナル

No.22 民事

女王陛下の地方裁判所

兵庫一八七二年三月一四日

J・ハーディ

対 } チューブ売買代金三〇六ドル六〇セント

J・H・ウィグナル

J・ハーディは正式に宣誓して証言した。私がウィグナル氏を訴えている勘定は、以下のような状況下で彼に供給されたチューブ、定規、テスト栓と古真鍮に対するものである。私が神戸を不在にしていた一八七一年六月頃、M・ボイセイ氏は、ウィグナル氏に四ドル五〇セントでポイラーチューブ一〇〇個を売却し、ウィグナル氏から日付のある一ヶ月の手形を受け取った。七月末頃、私は横浜から戻り支払いを得ようと繰り返し努力したが成功しなかった。繰り返し努力したあとで、金を受け取る見込みがほとんどないだけであることがわかったので、私は、ウィグナル氏が私にチューブを三四個使い、残金を支払うと言ってきたときに、彼にチューブを返還するように依頼し

た。彼が全体に対する支払いを行わず、私が結着まで非常に長い間待つことを余儀なくされるといふ状況下で、私は、彼に横浜のチューブの通常価格を請求し、その価格が請求された通常のものであることを示す、I・D・キャロル (Carroll) 商会から私が購入したチューブの勘定を提出する。真鍮の定規とテスト栓とは、九五トロイポンドの古い金属とともに、かつ、試験の結果、それらが栓として使用に適うということが判明すれば、私はそれらについて適正な価格を受け取り、もし使用に適さないのであれば、古い金属としての価格を受け取るという申合せとともに、一八七〇年一月三日にドモニ商会の店からウイグナル氏に引き渡されたのである。後に、私は、これらの栓のうちのいくつかがウイグナル氏によって修理されたポイラーにあるのを見たので、それゆえ、われわれの申し合せに従ってこのような品物の適正な価格を請求したのである。第二章の九五トロイポンドの古い真鍮の項目は、ウイグナル氏によって認められている。

私の請求に対する相殺としてウイグナル氏によって提出された勘定書の中に、一八七一年八月七日の一〇ドル三〇セントの勘定書がある。蒸気ランチについてのこの仕事が命ぜられたように施工されなかったこと、およびそれがなされなかったこ

とを示す証拠を持っていることを言明する。ランチについてなるといふ仕事が私の不在中に行われたか、そして私はそれを決して認めなかった。私に対して、ウイグナル氏は、私がいくつかの仕事を得る上で彼の役に立つことができたので、ランチのエンジンとポイラーを見よう、そして無料で必要などんな小さい仕事もしてやろうと言ったのである。二〇ドルの項目は認めらるが、二〇ドル二五セントの項目——請求書は一〇月に送付されている——については、私の訴訟に対するウイグナル氏の答弁を受け取るまでは全く聞いていない。私は、その時、ランチについて彼がどのような作業をすることも許可してはいないし、主題についてどのような会話も彼とかわしてはいないし、どのような請求についても私が彼に責任を負うものとはしていないのであって、さらに、私は、ランチを移動させるための何箇所かの修理がなされる間、ランチが売却された浜辺に、それが無料で置かれ続けることを認めたウイグナル氏とランチの持主マッケンジー船長との間の合意が存在するという証拠を持っている。私は、これらの修理の世話をし、人夫を一日半雇ってこれにはウイグナル氏に一ドルを支払った。そのとき、私は、それ以外には彼と取引しなかった。われわれの勘定について、私は、ウイグナル氏との友好的な協定に立ち至らうとしばしば努

## 資料

力したが、彼は、私が認めることができなほど非常に明白に執行されなかった仕事に対する請求を取り下げのことを拒んだのである。私は、ピストンとすべり弁支軸を有能な技師による調査に委ねることを提案したが、それは拒絶された。今、私は、

J・エリスと (Ellis) と W・ロバーツ (Roberts) によって認められていた文書 A を提出する。私は、主張しているように新しくない二つの支軸 (一つはこわれている) をも提出する。文書 A 中の証拠によって確証されているように、私が帰ってきたとき、ウィグナル氏は、私に支払おうと言って、毎週毎週私をはぐらかしたのである。彼は、チューブの全額を私に支払うために八月の或日を指定した。私が集金しにいくと、彼は、何も持っていないと私に言った。われわれは、彼がチューブ三個を使用したのでチューブの残りを引き取り、残金は彼が資金を得たときにはいつでも支払われるべしということに同意したのである。彼の職人の一人、ロバーツ氏は、四ヶ月にわたり、賃金を得ようと努力しつづけている。私は、彼が彼の職人に支払わないならば私に支払うことはできないということを知っていたので、彼には非常に寛大であった。少額の追加金を請求する私の理由は、それらが店頭価格であり、九ヶ月間私が金に困っていたからであった。私がチューブを回収する理由のひと

つは、それらが保護されていなかったからである。私は、一〇〇ドルにまでなる仕事をするのを彼に許可していたわけではない。私は、法廷に提出されるまで、二〇ドル二五セントについての勘定については全く聞いていなかった。

被告に対して。私は、ボート (蒸気ランチ) を掃除するために一人の男レイモンド (Raymond) を雇った。このことによつて、私は、彼がボートに必要なことをしなければならなかったということを行っているつもりである。私の蒸気船のための仕事の金額は二〇ドルであったが、あなたは、ナルトのために六品であった。あなたは、九五トロイポンドの真鍮と一緒に、一八七〇年にドモニイの店からそれらを取得した。いかなる命令も、私自身あるいはボイセイによつて、ランチの修理については与えられなかった。私は、あなたが可能ならそのランチを売却する権限を与えたにすぎない。

法廷に対して。レイモンドとの合意は口頭によつた。その合意は、ランチを順調よくすることであつて、経費の支出にあつては必ず私に相談するということであつた。ウィグナル氏はランチを順調よくしてもいいと言つたし、経費を支出する場合には必ず私に知らせるよつたのである。ウィグナル

氏は、経費をかけないでランチの調子をよくしようと私に言ったのである。このことが、彼の機関士二人を二五〇ドルで私が雇った理由であつて、彼はその金を取つた。私は彼に手数料を決して請求しなかつた。

署名 J・ハーディ

G・マッケンジーは正式に宣誓して証言した。私は、原告に倉庫の家賃を償い、ウィグナル氏の構内にあるランチを見るように頼んだ。これは、ランチが購入された頃のことであつた。私は、安くなるのであれば、それを修理してほしいと彼に頼んだ。一〇月一〇日に、私は、ランチを購入した。私は、デス氏からそれを受け取つた。

署名 G・R・マッケンジー

これで原告のための陳述を打ち切る。

J・H・ウィグナルは正式に宣誓して陳述した。一八七一年一月に、蒸気ランチの問題は、栓の購入と同時に生じた。その時、ハーディ氏はレイモンド氏を雇い、彼は、私に道具の使用料を一定額支払う予定であつた。作業が完了し、ハンター氏とともに船上で私は試してみた。彼らは、二日後に戻つてきて、それを修理するように私に命じた。それから彼はフィリップンへ出かけた。私は、今、カービー商会とともにランチの仕事

をやっている一人の機関士、ブラックバーン (Blackburn) を雇つた。エンジンは、警備員が必要とされるので、ボイセイ氏がランチを管理することを拒否したときに完成した。チューブは四ドル六〇セントで買われた。台風のあと、ハーディ氏は、金よりもチューブを持っていたいと言つたし、私の命令なしにそれらを持ち去つた。勘定書は、同時にハーディに提出されたが、彼は支払いを拒絶した。私は、そのランチについてマッケンジー証人に話しかけたことは全くない。ハーディ氏は、私に、売れるまでランチを置かしてほしいと頼んだ。これは台風が過ぎてからである。すべての仕事が台風の前に完了し、機械類は台風の間に損害を被つた。われわれの勘定書は同じような方式で記載されているが、支払勘定の記載は通例のものである。ハーディ氏から受け取つた真鍮は四五トロイポンドにすぎない。私は、ハーディ氏が私の機関士を一人あるいはそれ以上雇用したために、無料で仕事することに合意したわけでは決してない。私は、達成された仕事に対する機関士の手数料以外に全く提案しなかつた。

原告に対して。私が古い真鍮を買つたのは、一月六日頃であつた。私は、その古い真鍮を一八セントで買い取ることに同意した。私は、その栓を使用しうるならば、あなたにかなりの代

価をあげようと言ったことはない。私は、それらを他のボーイ  
ーには全く取り付けなかった。最初の二、三日の間に、私は、  
ランチを管理している監視人に、あなたがチューブを取り戻す  
ことについて、私が同意しなかったと言った。昨年八月、私  
は、あなたにこれらのチューブについて支払うことには同意し  
なかった。競売の翌日、私は、神戸にいなかった。私が中国と  
日本に来てから、外国人の機関士にかなる手数料も決して与  
えなかった。競売のあと、十月のある日、私はハーディ氏に会  
ったと思う。その日付を覚えていないが、私が横浜から戻っ  
てきた後の朝であった。蒸気ランチに関して、作業場についてマ  
ッケンジー船長に会ったことは記憶にない。私は、しばしばあ  
なたに会った。私は、どれぐらいの期間、そのランチが競売後  
私の作業場にあったか知らない。私は、マッケンジー船長に、  
私がランチの維持のためのものを決して彼に請求しないと  
言ったことはない。私は、マッケンジー船長に、ランチのために私  
の作業場を使用することを許可しなかった。そのランチが私の  
作業場にある間、私は彼から一銭ももらっていない。私は、は  
しけを雇って蒸気船に行くために一ドル受け取ったことを記憶  
している。

署名 J・H・ウィグナル

二一日に審問が再開された。

M・ウィグナルは正式に宣誓して証言した。原告がランチを  
運んだときに、彼はレイモンド氏を雇った。原告は店にやって  
きて、レイモンド氏にエンジンについて指示を与えた。このあ  
と、彼ら（レイモンドとハーディ）は試験航海を実施した。こ  
のあと、原告は、われわれにそのランチの調子が悪く、修理す  
るようと言ったのである。それから、われわれは、エンジン  
についてブラックバーン氏を採用した。原告がチューブを引き  
渡したときに、彼は指図書あるいは領収書を一切与えずに、全  
くよろしいと言ったのである。私は、原告のために購入されて  
いた新しい栓については何も知らない。われわれによって受け  
取られた古い真鍮を使った新しい栓は全くなかった。

原告に対して。ハンター様とフット (Foot) 様とは、ラン  
チの試験航海には行かなかった。私は、あなたがレイモンドと  
一緒にエンジンの蒸気を起こすのを見た。その日遅くなってか  
ら、私は、あなたと一緒に船上へ行った。このことは、レイモ  
ンドが船を修理したあとであった。私は、被告からチューブを  
引き渡すようにという指示を受け取らなかった。それらが運び  
去られたときには、倉庫に入っていたが、雨ざらしになって  
いた。当時、台風で損傷した倉庫は、修繕中であつた。あなた



は六六個のチューブを持っていった。あなたが私の弟に会ったことがあると私に言ったので、私は、あなたがチューブを持っていくことに反対しなかったのである。私は、いかなる指示も受け取らなかつた。私は、私の弟の不在中、決定を下す権限を持っていなかつた。その時、私の弟は、一日に二度か三度、ごく短時間仕事についていただけである。

法廷に対して。私は、古い真鍮の重量が二四五トロイポンドであつたと信じている。

署名 マシュー・ウイグナル

M・ボイセイは正式に宣誓して証言した。被告は私のチューブを購入し、その際、ドモニイ商会において私に全額払いの約束手形を与えた。私は、その約束手形をハーディ氏に与えた。私は、ハーディ氏に代わってチューブを売っていた。私は、被告が前述の一二月に古い真鍮をいくらか購入したことを記憶している。その品物の中に新しい栓があつたかどうかということをお私に言えない。私は、技師ではないので新しいものか古いものかについての判断はできない。品物の中には新しく見えるものはあつた。重量については覚えがない。

原告に対して。私は、チューブを渡した日付を記憶していない。私は、それらを指示に従つて金をとらずに渡した。あなた

(5)

は、ウイグナル氏から金をとることについては、何も言わなかつた。被告は、ハイマンの倉庫のチューブを全部引き取つた。あなたは二ないし三個を取つたと思う。ウイグナル氏にいくつ引き取るように私が言ったかはつきりしない。彼が私に手形を渡したので、同じ日に、私はチューブを引き渡した。私は、担保としてその手形を受け取つた。私はその人を困らせることを望んではいなかつたので、少し要求したが、あなたがそう望むのであれば私は処置を取るつもりだと言つた。私は、チューブの正確な額を覚えていない。今、私は、このことに先立ち、ウイグナル氏が八一番から二、三のチューブを引き取つたことを記憶している。ウイグナル氏が店にはいつてきて、真鍮を引き渡したことについては、私は記憶していない。

署名 M・ボイセイ

H・マイルズは正式に宣誓して証言した。私は、レイモンド氏が店の中でランチのエンジンの作業をやつていたことを記憶している。私は、原告が店で数回エンジンを検査しているのを見た。私は、このあとブラックパーン氏がそれらの作業をしたのを覚えている。私は、古い真鍮がやつてきたことは見なかつた。私は、被告から、彼が原告から四〇トロイポンドについて受け取つたという趣旨のメモをもらった。私は、チューブ

料を受け取らなかつたが、ハイマンからチューブが一つ足りないとのメモがきたことを記憶している。私は、チューブが運び去られた時に、約束手形が返却されなかつたとあなたが言ったことを、覚えてゐる。ハーディ氏の勘定書は、他のそれらと同一の方法で作成されている。

原告に対して。あなたが検査していたエンジン、あなたのランチについていたものである。このことは、一八七〇年一月から一八七一年の間はそのエンジンをレイモンド氏が修理しつゝあつたことであつた。私は正確な日付を覚えていない。私は古い真鍮を見なかつた。そのメモは、一月頃受け取られた。私は、あなたの真鍮栓を見たことは決してない。

署名 H・マイルズ

#### 事実認定

被告によって請求された項目は、彼の商会の帳簿上の記載によれば、正確であると認定される。被告によって受け取られた真鍮が古い金属以外の何ものでもないことを示すものは何もないし、いくつかの新しい真鍮栓もあつたという主張は、被告側の証人によって誤りが反証されている。証拠は、ボイラーチューブが、チューブ一個につき四ドル六〇セントの価格で被告に売却され、したがつていかなる金額も、賠償が支払いの遅延に

よつて支払われねばならないけれども、それ以外には請求されえない。被告の帳簿がその額が九五トロイポンドであることを示している一方で、原告は、被告に引き渡された真鍮の額に關する証拠を一切提出しなかつた。その修理は、原告との合意によつてなされたように思われる。支払いの遅延を理由にして、被告は、原告によつて彼に売却されたチューブの一定額が返品されることを認め、それゆゑ彼は、生じた経費を支払わねばならない。

#### 判決

それゆゑ、被告の当座勘定は根拠があると認められるのであり、Dの総計一五〇ドル五五セントと、Cの総計一七五ドル四〇セントとを示している。さらに、当法廷は、被告がしけと沖仲仕の雇賃二ドルと、約束手形の日付から、チューブと真鍮とにつき原告に支払われねばならない一七五ドル四〇セントについて年一割二分の利息とを、原告に支払うべしと判決する。原告および被告は、各自、訴訟費用を折半するものとする。

訴訟費用は一ドルである。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

No. 12 民事

(50) H・ネザールソウル対A・ケネディ

女王陛下の兵庫地方裁判所

一八七二年三月二十日

J・J・エンズリー様の前で

H・ネザールソウル

対 勘定残高について

A・ケネディ (Kennedy)

H・ネザールソウルは正式に宣誓して証言した。私の手紙に付け加えて、私は、被告が貧乏人で何もすることがないので、私に、サイフォンを修理させてほしいと頼んだことを陳述したい。使用できないサイフォンの九四個あって、今、彼は、五四個のタップを持っている。彼は、もしそれらを調子よくしなれば、何も請求しなと言った。私は、彼が適切にそれらを修理したら、三〇〇ドルを彼に与えようと言った。われわれは、機械で数回それらを試してみたが、彼が持っていたときよりもそれらももっと悪くなっていることがわかった。ケネディ氏は、タップについてもはや何もできないと言った。私は、彼のサイフォンの台無しになり、それらがないので私の仕

(51)

事も失い、キャロル商会を通じて新しい在庫のために使者をサンフランシスコに送らねばならなかったもので、それが私にとってはきわめて甚大な損失であると言ったのである。それは莫大な損失かつ費用であった。一二月に、ケネディは、私に一七ドルの請求書を持ってきた。私は、彼が契約を履行し、タップを返すまで支払うことを拒否した。

被告に対して。私は、サンフランシスコからそれらを受け取ったので、あなたにタップつきの良いつばを渡した。

署名 H・ネザールソウル

アチョン (Achong)、原告の助手は、真実を語るように警告された。今法廷にあるタップは調子がよくない。私の主人が持っているサイフォンを、私は満杯にすることができない。

被告に対して。満杯になったときに、ソーダ水は出てこないだろう。

× 彼の×印

A・ケネディは宣誓して証言した。ある日、ネザールソウル氏は、路上で私に会って、家へ私を連れていき、修理しなければならぬサイフォンをいくつか私に渡した。彼は、三種のサイフォンをかご一杯持っていた。いくつかは不良であって事実上使用不能であった。私は、平均して一つ一〇セントでそれらを

(52)

引き取ろうと言った。かごには八〇個はいており、後になつて、それらが最悪の種類のものであることに気づいたが、このことについては何も言わなかった。二番目の組を私が取り戻したあとで、彼は、私にそれらをつぼにつけるように頼んで、これについては大目に見ると言った。彼は、私に、それらを固定する一番よい接着剤は何かと尋ねた。私は、焼石膏がよいと思うと言った。ネザーソウル氏は自分で石膏を持ってきて、アラビアゴムを取りに私を医療ホールに送った。私は、約一五〇のつぼにタップを取り付けた。タップの調子は良かったが、つぼは、首から漏れた。その仕事の私の担当部分は適切に完了した。私は四ドルの前金をもらっており、彼は私にもっと渡そうとしたが、私は、それで十分であると言った。このことは一二月のことであつた。

原告に対して。私は、石膏をとりあなたと一緒に行くとは言わなかった。

私がやれるだけのことをしたのちに、私は、ある日原告の家へ行くと、修理屋から来た一人の男が機械を修理しているのを発見した。先に、彼は、これについては私と約束していたので、彼は信義を破つたのである。私は、このことについてネザーソウル氏に尋ねたが、彼は、この仕事を大きい会社にかかせ

るほうがよいと言つた。そこで、私は、彼に彼が非常に多くのサイフォンを私から受け取つたので話をつけるときだと思つと言つた。彼は、私に請求書を持ってくるように言つて、どのようなサイフォンを私が残しているかと聞いた。サイフォンと一緒に、私が、請求書を持っていくと、彼は、支払うふりをして、サイフォンを取ろうとした。彼は怒つて、強引にサイフォンを奪おうとした。彼は家に鍵をかけて、私の頭にソーダ瓶をたたきわつてやるぞとおどした。

法廷に対して。今なお、私は、サイフォンタップを手もとに持つている。原告が日本人がいくつかのつぼを作ることができるかどうか見たいと頼んだときの一個を除き、私は、一切つぼを受け取らなかつた。私の合意は、タップを修理して、それらを空気が漏れないものにするのであつた。私は、二〇個のタップを持っており、それらの調子は良好である。私は、ネザーソウル氏が修理代を支払わないのではないかと推測したので、それらを引き渡さなかつた。

## 事実認定

タップをサイフォンに取り付けることが、原告と被告との間のもとの合意の一部を構成することを示すものは何もない。

## 判決

それゆえ、当法廷は、被告がいまなお彼の手中にあるすべてのタツプを良好な状態で原告に手渡し、原告が被告によって提出された請求書の支払いをなすべしと判決するものである。

訴訟費用は、原被双方で折半するものとする。  
訴訟費用は三ドルである。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英國領事館の印

(5) J・ハーディ対M・ボイセイ (六)

No 51と52民事(一一九頁参照)

交互訴訟

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年五月二八日

J・J・エンズリー様の前で

J・ハーディ

対 M・ボイセイ

司法救助

M・ボイセイ

J・ハーディは宣誓して証言した。兵庫のオリエンタル銀行の帳簿における私の最初の預金は、二、四八九ドルであった。

(155)

その帳簿によって示された日付、一八七〇年一二月三〇日が正しいかどうか、私にはわからない。その頃、私は、横浜の日本の銀行に若干の預金を持っていた。これは約一、八〇〇ドルであった。その時、私は、この金額を引き当ててに手形を振り出しはしなかった。私は、大阪から、先述の証言で言及された二、三〇〇ドルを受け取った。

被告に対して。最近八年間、私は、上海に預金を持ってきた。そのとき、私は、二、〇〇〇ないし三、〇〇〇ドルを香港上海銀行に預けていた。私は、三つの銀行に預金していた。最近八年間に、私は、上海のオリエンタル銀行とチャータード銀行とに預金口座を持っていたが、そのとき、これらの二つの銀行に預金を持っていたかどうかは記憶にない。私の金庫の中の三つの銀行通帳を確かめねばならないと私は思う。私は、大阪で受け取った二、三〇〇ドルのうちのいくらかを長崎に送ったことを記憶していない。私はその銀行の名前を覚えていないが、私の手帳か現金出納帳を参照することによってわかるかもしれない。その日本人は、私にこの金を借りて、その銀行の小切手を私に渡した。私は、この日本人の名前を調べるために、私の日記を参照しなければならぬ。この金は、機械の契約についての部分的支払いにあてられねばならぬ。私は、常

料に、日本人とは自分の責任で商売をやってきたのである。そのとき、私が日本人に雇われていたかどうかは記憶にない。グラバー (Glover) 商會を離れて、日本人に雇われるまでの間、どれぐらい期間が経過したか覚えていない。

法廷に対して。二、四八九ドルの金額は、香港上海銀行と造幣局の J・ウォーターズ (Waters) との小切手の収益であった。

署名 J・ハーディ

M・ボイセイは宣誓して証言した。一八七〇年二月に私の私的な金の中に記入されたその二、〇〇〇ドルは、横浜に送られた牝牛の一件における貸借の清算として、ドモニイ氏に支払われた。この金額は、私によってドモニイ氏に渡された約束手形の金額と引換えであった。私的な現金についてのドモニイあての一、六八九ドルは、私が裏書きし、銀行に渡された。これと六一一ドルとで二、三〇〇ドルになり、ハーディから私に支払わねばならない。通常、私は、このような方法で記帳してきた。私は、現金と小切手の両方で支払いをしてきた。

原告に対して。二、〇〇〇ドルの金は、ドモニイ氏が横浜から帰ってすぐの二月の初めに、支払われたと私は思う。金が不足したならば、私は、しばしば銀行から引き出して、支払いを

すませた。六〇〇ドルの残金は、私から被告に支払わねばならない金である。

法廷に対して。(三、六〇六ドルから一、六八九ドルが銀行に払い込まれて、一、九一七ドルが残った) Cの頁と、二月に至るまでの二、九四三ドルの支払いとについての不一致は、私が金庫に別の金を所持していたという事実によって説明される。しばしば、私は、ドモニイ氏から金庫に金を預ってこれらを使用した、ドモニイがそれらを必要としたときには返却したのである。

署名 M・ボイセイ

G・ドモニイは宣誓して証言した。ときどき、私は、少額ではあるがボイセイ氏に金を預けた。いつの場合でも、これらの金が二五〇ドルを超えたことがあるとは思わない。牝牛に対する二、〇〇〇ドルの支払いは、一月、二月にわたっている。私は、香港へ行っていたので、一月あるいは一月頃頃に、送付された牝牛の価値が商會の手持ち資金を超過したかどうか知らない。ボイセイ氏は、二、〇〇〇ドルの金を横浜には決して送らなかつた。金が横浜から兵庫へ送られたと私は思う。

署名 G・ドモニイ

M・ボイセイは再度召喚された。私は、牝牛の勘定についてドモニイ氏に前払いを行い、二月に最終的に清算した。ピョートルーフスキーへの一〇〇ドルの小切手は、毛布の代金であった。ハーデイ氏は一〇〇ドルを払い戻した。

署名 M・ボイセイ

J・ハーデイが再度召喚された。私は、毛布について一〇〇ドルを支払った。私は、彼に一〇四ドルを渡したが、一ドルは利益の半分である。もともとは、彼が私にこの金を渡し、私がそれを彼に返却したのである。

署名 J・ハーデイ

(52) ボード商会对ハイマン商会

№ 5 (一八七一年)

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年四月二日

J・J・エンズリー様の前で

ボード (Board) 商会

対

九二ドル四七、五セントの請求

M・ハイマン商会

W・K・ボードは正式に宣誓して証言した。私は、訴状と支

払請求書とに含まれている詳細以外にさらに付け加えるものは全くない。

被告は、原告の反対尋問を辞退した。

署名 W・K・ボード

これで被告のための陳述を終える。

C・A・ハイマンは正式に宣誓して証言した。われわれが請求された金額の支払いに反対する理由は、それが法外であるということである。作業を管理しているペン (Penn) は、それが理にかなわず、一人の日本人の請負業者はその仕事を二五ドルでやろうと申し出たと言ったのである。ボード氏は、仕事を完了しなかったので、私は、他の人物にそれを完成させなければならなかった。なされた仕事は、屋根の換気口と水洗便所とである。

原告は被告の反対尋問を辞退した。

法廷に対して。私は、ある日本人請負業者に、彼なら同様の仕事をいくらでうけるかと質問したところ、彼の返答は、「二五ドルで」ということであった。このことは、ボード氏の請求書が送付されたあとのことであった。

署名 チャールズ・A・ハイマン

H・ペンは正式に宣誓して証言した。私は、ボード氏によ

料 ったなされた仕事の価値が三五ドルから四〇ドルだろうと思  
う。

原告に対して。私は、かなりの程度、建築工事に関係してき  
たので、私自身が見解を表明するにふさわしいと考えている。  
その仕事は高級な仕事では全くない。

署名 H・ペン

事実認定

この仕事は、実地経験を積んだ人に照会してのちのみ決定  
されうる事柄であるので、結論を与えてもらうことを期待し  
て、裁判所は、ストロウム (Strome) 氏になされた仕事を調査  
してこの問題について報告するように依頼した。この報告を待  
つ間、この件についての判決は延期される。

一八七二年四月三日

事実認定

法廷が納得するように、ストロウム氏が、ボード商会対ム  
リアン・ハイマン商会の問題において調査者として行動すべき  
でない理由を示したので、J・M・スコット (Scott) 氏が要  
請され、以下のように報告した。

天窓は、五ないし六インチの三つの水平梁、六フィートの二  
つの棧および約二インチから一八インチの一二の短い垂直の

支柱とで組み立てられ、約二四のうすい板でおおわれている。  
私は、同一の物の価値が二〇ないし二五ドルであるという見解  
である。

日本の水洗便所は、五から七フィートの一四の支柱で作られ  
ており、小さいうすい板でおおわれており、同一物の価値は二  
〇ドルである。

こしかけは、並みの木材の二つの厚板で組み立てられてい  
て、この仕事は二ドルである。

判決

当法廷は、原告に四七ドルの金額を判決として与える。訴訟  
費用と調査料五ドルは被告の負担とする。

訴訟費用は五ドルである。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

(53) 女王陛下対 J・ハーディ (一)

No 5 刑事

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年四月三日



J・J・エンスリー様の前で

女王

対 治安妨害に対する脅威

J・ハーディ

J・ハーディの申立による事件の再審理

K・ド・ピョートルーフスキーは正式に宣誓して証言した。

私は、あなたの前に現われた日になした陳述に付け加えるものを全く持たない。私が法廷に入った時を除き、再度彼が「お前は男色者だ」というような表現を使用したときに、カービイの近くでハーディ氏に会った。このことは、ほんのささいな挑発すらないなかでのことであった。

被告に対して。私は、あなたが計器について私の事務所に来てきたことを覚えている。そのとき、あなたは、蒸気測定器の代金を私に支払うとは申し出なかった。集金のために私が番頭を派遣したときに、その五〇ドルは返済されるはずであった。(証拠文書A)と(証拠文書B)。借金の返済期間は全く明記されていなかった。

署名 K・ド・ピョートルーフスキー

J・ヘンダーソン (Henderson) は正式に宣誓して証言した。私は、一日に六回、ピョートルーフスキー氏の家の前を通

過し、少なくとも三度彼に会って、彼に話しかける。私は、また別の機会にもピョートルーフスキー氏に、神戸の彼の家か別の家で会ったことがある。ピョートルーフスキー氏の性格を私自身が観察するに、そのような告発がなされたということは私を驚かせている。私は、そのような陳述が虚偽であり、純然たる悪意からなされていることに完全に満足している。

被告は証人の反対尋問を辞退した。

署名 J・W・ヘンダーソン

A・C・シム (Sim) は正式に宣誓して証言した。私は、長崎と当地にきて以来、ピョートルーフスキー氏を知っている。

その日しばしば、私は、彼に会った。夜一時頃にも、しばしば、私は彼と食事を共にしたし、彼もまた私の家で食事をとった。私は、彼の酒癖の悪さをいささかも見たことがないし、彼が非常に自制心のある人であると私は考えている。私は、彼が道にはずれることをやるところを見たことは全くない。

被告は反対尋問を辞退した。

署名 A・C・シム

J・W・スチーブンズは正式に宣誓して証言した。私は、感情の激しさと泥酔とに対してあなたが告発されていることに驚いていることを表明するのみである。私は、上海以来、長らく

料 あなたを知ってきた。隣人に対して、私は、あなた以上によい隣人を求めることはできなかった。あなたが暴力的であったことは見たことがないし、むしろ反対に、私は、あなたがつねに非常に冷静であると認めてきた。

被告は反対尋問を辞退した。

署名 J・W・スチープンズ

これで訴追に対する陳述を終了する。

W・ジョンソンは正式に宣誓して証言した。ピョートルロフスキー氏がピストルを使用することについては、私の使用人たちは、一切苦情を言わなかった。彼らは、静かにしなければ、彼らを射つとピョートルロフスキー氏が脅したと、私に言った。彼らは日本語で話したので、私は彼らの言っていることを理解できなかった。私は、ピョートルロフスキー氏によって書かれ、後に領事に送付された、あなたの性格について非難した手紙を見たことを覚えている。ピョートルロフスキー氏があなたは悪い性格であると言ったことは記憶にない。後者は、あなたに対する不満を含んでいる。

原告に対して。ある人が金を支払うつもりはないという趣旨の表現は、彼の性格を傷つけることになるかと私は考える。

署名 W・ジョンソン

162

J・V・エウィック (Ewick) は正式に宣誓して証言した。私は、ピョートルロフスキー氏が神戸に住んでいるので、彼を知っている。私は、ピョートルロフスキー氏が彼については何も知らないということに異存のないところである。一八七〇年一〇月に、彼は、私に手紙を書き、私は返事を出した。(証拠文書C)

署名 D・J・V・エウィック

被告ハーディが、提起された告発の誤りを立証する証拠を提出しえなかったので、当法廷は、二月二八日に下された判決を確認するものである。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

副領事にして領事代理兼判事

兵庫大阪英国領事館の印

(54) J・ハーディ対M・ボイセイ (七)

No 51と52民事(一五七頁)

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年四月四日

J・J・エンズリー様の前で

163

対  
 J・ハーデー  
 M・ボイセイ  
 司法救助

J・ハーデーは宣誓して証言した。一八七〇年二月に、一、六八九ドルの小切手に対する領収書を受け取ったことは記憶にない。私は、有効な書類を沢山失ったが、二、三〇〇ドルに対する領収書は、私が保管している記録のひとつである。私は、台風之夜、私の持物のいくつかをなくした。私は、金庫の中に私の領収書をしまっていた。台風之夜、私は、ここから約五〇マイルのところに行った。その夜、その箱は、戊辰丸の船上にあった。私も船上にいた。私のすべての領収書がその箱の中にあつたわけではない。二、三〇〇ドルの領収書は、私が船上にいた一部の時間の間、戊辰丸の船上にあつた。私の書類を捜している、私は、この領収書を偶然見つけたのである。一、六八九ドルの領収書を見つけたかどうか私は覚えていない。二、三〇〇ドルの支払いは、一、六八九ドルの支払いの前であつた。私は、小切手を、八一番館か船上のどちらかで、ボイセイ氏に渡した。小切手の支払いの際に、共同経営証書が私に手渡された。私は、領収書を受け取った覚えがない。共同経営に参加したときに、私は、手元の準備金を現金で持っていた。私

は、約一、〇〇〇ドル持っていた。私は、領収書を取る習慣を持っていなかったが、私が共同経営への参加について考える前に、二、三〇〇ドルが支払われたので、私は、その領収書を得たのである。私は、巨額のの小切手を与えたことは決してない。ボイセイ氏は、買弁事業が常に多額の損金が必要と言つた。そのとき、当地において、ボイセイ氏がドモニイ商会の唯一の代表であつたので、私は、彼の名義で小切手を振り出した。

署名 J・ハーデー

O・ヘアハウゼンは正式に宣誓して証言した。私は、ある帳簿から他の帳簿への記載事項の転記が正確であると判定する。すべての帳簿が、会計士の手にある限り、記帳されてきたとは思ふ。本件に関しては、それらが、商売の状態に関する証拠として認められようと私は考える。注意深く、私は、現金出納帳を点検したが、この帳簿と、会計士が記帳の仕方を知らなかつたと推測される銀行勘定帳とにあるいくつかの相違点を除き、当事者双方の意見が一致していると判定する。二、三〇〇ドルに関する限り、私は、それについての形跡を発見しえなかつた。私は、銀行通帳の中に、ドモニイ商会の担保としての一、六八九ドルという金額を発見したが、現金出納帳の中で

## 料

は、それについて全く何事も発見しなかった。この金額は、それが銀行通帳に現われるのと同じ日に、ボイセイ氏の私的な現金出納帳に現われている。私は、全帳簿が実質的に正確であると考える。私は、そのように巨額な金額が帳簿類に全く現われることなしになくなりえたとは思わない。

## 資

署名 O・ヘアハウゼン

## 事実認定

本件訴訟における証言は、すでに陳述されているように、非情に矛盾する性質を持っている。当法廷が任命した会計士は、前のドモニ商会のすべての帳簿と二、三〇〇ドルの金額の記入の欠如との信用性を宣誓証言している。原告は、この金額が、被告が被告と共同経営を組もうとの考えを抱く前に、一八七〇年一二月に支払われ、(法廷に提出されている)領収書がその時あるいはその頃、前記金額に対して被告により与えられたと陳述している。もう一方の一、六八九ドルの金額は、原告の証言によれば、少しのちに被告に対してまた支払われたが、原告は、この金額について、領収書が与えられたかどうか、はっきりと陳述することはできなかった。証人メダン (Medan) の証言が一八七〇年一二月というはるか昔になされた支払いに関して、そのように明瞭かつ詳細であることは、当法廷にとって

驚くべき事柄である。この証人によって陳述された金額と原告によって述べられたそれとは、原告側の証拠によって被告に支払われた金額において三〇〇ドルの差異を示している。被告は、二、三〇〇ドルについての領収書が一八七一年一二月に与えられ、当該領収書に見えている一八七〇年一二月という日付は誤りであると主張している。一片の吸取紙、すなわちこの領収書の正確な写しが証拠として追加されたが、被告は、法廷に現在あるこのような一片の紙が一二月以上もの間保存されてきたことはありそうもないということに注意をひいた。問題の領収書は赤インクで書かれていた。他方、G・ドモニからの二、〇〇〇ドルに対するボイセイ氏による一八七一年一二月一日付の領収書も赤インクで書かれており、帳簿に言及するならば、当法廷は、同じようなインクがその日前後に使用されていたことを指摘するものである。帳簿上の記載、領収書、その他何であれ、商会に関する他のすべての事柄においては、通常の黒インクが使用されてきたように思われる。係争中の訴訟のこの特定の部分に関連する原告の陳述は、明確であるにはほど遠いものであって、当法廷は、訴訟手続中ずっと、原告が証拠を提出する際に示したために注意しなければならぬと感じている。

判 決

それゆえ、当法廷は、原告によって請求されている二、三〇〇ドルの金額が却下され、両当事者の間で現在係争中の他の問題が、会計士によって公表されたときに帳簿上示される残高に従って清算されるべしと判決する。

訴訟費用は原告の負担とし七〇ドルである。

原告と被告とは、二〇〇ドルになる会計士の手数料の半分をそれぞれ負担しなければならない。

署名 ジェームズ・J・エンズリー

我々はこの判決に同意する。

署名 チャールズ・A・ハイマン  
署名 A・S・ゲンス (Genth) } 補佐人

裁可された。

署名 エイブル・J・C・ガワー

(55) L・ジョセフズ対ピーコック 船長

No 30

女王陛下の地方裁判所

兵庫 一八七二年四月一日

A・J・C・ガワー様の前で

667

L・ジョセフズ (Josephs) } ロタール号に船積されていたが  
対 } 引き渡されなかった鉄道用グリ  
ピーコック (Peacock) 船長 } ースの価値の回復

L・ジョセフズは正式に宣誓して証言した。私は、到着時の完全船荷証券を受領した、引き渡しのためにロタール号によってロンドンから送付された、任入りのペンキと樽入りの機械グリースとからなる若干の樽を受け取った。特に機械グリースとして特定されるが、良好な調子と状態において陸揚げされた二つを除きすべてのこれらの樽を、前記私の二人の使用人は、不良状態であることを理由に引取を拒否したが、前記ロタール号の航海士は、私の使用人の抗議に反してそれらを私のはしけに積み込んだのである。さらに検査してみると、ペンキを入れたひとつが腐食あるいは包装が傷ついているだけであって、中味は被害にあっていないということ、他の樽が一本のバンドでくくり上げられかつマットで包まれていることを発見した。船長は、中味が肉用桶に移されていたから、それを船荷証券の一部と認めることはできないと言った。ロタール号の船上に送り込まれた樽が製造者の名前の烙印が押されていたので、このひとつはそうではなかったので、処分できなかったのである。このことは、私が引き取らない十分に満足すべき理由であると私

668

料は考えている。船長は、船積されていた多くの樽を引き渡さないことよって契約を履行しなかったことを認め、目方の損失の損害賠償として三五〇ドルの支払いを申し出た。しかしながら、このことは、ほら話とは異なるのであって、これらのものは、良い部分と悪い部分に分割された上で売却された。これは木びき台の機械グリースである。そして、このグリースを船の甲板あるいは一方の樽からもうひとつの樽に移さねばならないので、その中でちりか砂を入れそうであった。私自身は、万

一その中に何かがあっても、責任を負うべきであるとは考えてはいない。私は、非常に、製造者に不信を持ちそうである。それが使用されるかも知れない機械が確かに壊れるようなことがある。一つの樽からもう一方の樽へ移されることによってこわされがちである、五つの部分からなる船荷をこれで構成した。確かに、価値を減ずるか、無価値のものとした。これらの樽は船積みされて、巨額の運送料が、それらが船積みされたのと同様の状態で引き渡されるはずのそれらについて支払われる。その樽の価値を求めるにおいて、損失があったならば、なぜ彼らがそれを負担するのかわからなかったので、私は単に海運業者の利益を保護するためにそれをなしたということを法廷が考慮に入れてくれることを、私はお願いする。それゆえ、両

者の理由から、まさに訴訟の原因が存在することを法廷が理解すると私は考えている。

ピーコック船長は反対尋問を辞退した。

法廷に対して。航海士は、召使いがそれらが不良状態にあると抗議したけれども、私のはしけで品物を海岸に送りつけた。それらを海岸へ運んだ私の使用人がいない間に、品物ははしけに積み込まれた。私は、召使いとともに船に戻って、当番の航海士に話しかけた。召使いは、上記の樽の悪い状態について私に告げにきたことによって、ぼんやりしていた。このあと、代理人のところへ行って、文句を言った。それに先立って、ロタール号の甲板上で船長と何人かの航海士とに会った。航海士は樽が不良な状態にあることを認めたが、船長は、それらを良好なものにすると言った。彼らが持っていた船荷証券が返却されるようにと要請した。返事はなかったが、手紙で代理人に請求した。私は、再度調査を要請する手紙を月曜日に差し出し、彼らは火曜日を指定した。時間と費用とを節約するため、私は、問題が友好的に解決されえないかどうかを確かめるため呼び出したが、彼らが自説に固執していることがはっきりした。その報告がはなはだ鋭かったレイナン (Lainan) 氏と一緒に行った。彼らは、鑑定人として誰の名前もあげなかったし、私もし

なかった。私自身、ピーコック船長、マクファーソン (McPherson) 氏、鑑定人がその場にいた。調査は、ジョセフズ氏の信書控え帳三頁 (証拠文書 B) に示されている通信文 (証拠文書 A) による相互の承諾によるものであった。商標あるいは名前なしで売ることによって海運業者の利益が損害をうけるであろう、そのひとつについて確実に損失になるであろうと私は思う。容器はあけられていなかったが、外観からは、前記の樽にいくつかのちりがはいつていると考えるべきであったが、ピーコック船長に言うことは大変難しかった。私は、あなたの正確な言葉をくり返すことはできないが、あなたがいかなる損失に対しても損害を賠償すると暗示したと理解していた。あなたが重量の損失に対して償うつもりだと言ったかもしれない。

法廷に対して。私は、樽が調査されるように希望した。油を調べるつもりはなく、樽だけを調べるつもりであった。これの調子が悪いと、販売を合無しにするであろう。

署名 ルイス・ジョセフズ

ピーコック船長は正式に宣誓して証言した。ロタール号の倉庫についての報告書と、同一のものに関する調査書と文書類をも提出させていただきたい。問題の樽は、荷造の不適切さによって損害を被っている。樽のたがは、二つを除いてすべてお

171

ちてしまっていたのである。それゆえ、結果としてそれを荷降ろしする以上のことはできなかった。私の航海士は、中味を入れ換えたもう一つの樽を苦勞して手に入れ、入れ換えを非常に注意深くやったので、その樽は適切に保護され、初めからの樽とならんで原告のはしけに積み降ろされたのである。いくつかの他の樽は、樽の中味とたがとが適切に保護されていなかったのだががはずれていた。あるとすれば不良荷造りによる損失が海運業者によって生み出されるはずだという知識を、調査に關連して我々が前もって持っていない荷物の運送において、代理人あるいは私自身が鑑定人の任命あるいは調査を命じることには同意しなかったということを法廷が考慮に入れることを希望するものである。私は単に樽を調べに行っただけである。樽を開封し、重量の不足と中味の損害とに対して償うと私が申し出たとき、ジョセフズ氏がその問題を二つの商会の責任にしたいと望んでいると言った。原告は、問題をぶどう酒になぞらえる。とはいえ、鉄道用グリーンズが注意深く樽から樽へ移されたならば、被害にあわなかったであろう。元の荷物が降ろされたが、原告によって同一の物が置き換えられたのであって、かくして我々には重量の不足に対する責任のみが残された。原告は、我々が上記の樽の責任を取り、完全な価値と経費とを支払

172

うように希望したが、これは、荷物に關しては通例ではない。原告が求めた価格は高過ぎるので、それゆゑ法廷に対し、解決をもたらすために、原告が彼のインボイスを提出するように願する。神戸には傷ついているかどうかをはっきりいうために全く適任の鉄道専門家がいたので、内容を検査する上での困難は全くない。なされたすべての損害が不十分な荷造りによるものであったという当事件の事実に注意されるように嘆願する。たがはいかなる方法によっても保護されていなかった。

原告に対して。私は、それを二つの商會に託そうと申し出た。ブラウン氏の事務所の近くで、代理人もまた私のために同一のことをしたのである。

法廷に対して。私は、五六トロイポンドの損失について評価された、重量の損失に対し三ドル五〇セントを申し出た。これは最高の値段である。樽には約四〇〇ポンドが含まれていた。この種の商品のはいった樽は、樽にはいつてきた物によつてたがをはずしがちである。私は、その償いをすることを認めたが、親切でグリースを關連するものに移したのである。

署名 エブリン・ピーコック

判決の前に、

当法廷は、ジョセフス氏が彼のインボイスを提出することを

(173)

望み、もうひとつの調査を命ずる。レオナード氏の調査は、相互に同意されていた、あるいは事前に取り決められていたとは思われない。

審問は、四月一六日午前一時まで延期された。

審問は、一八七二年四月一六日に再開した。

被告が呼ばれた。

バーンズ船長は正式に宣誓して証言した。私は、ロタール号のいくつかのグリースの樽を見たことがあるが、それらは内容に關して特別に保護されていたと思う。私は、ツール油とヤシ油との多くの荷を見た。それらの樽は、たががすべり落ちないように釘で固定されていた。もしそうでなければ、樽は適切に保護されない。

法廷に対して。鉄道用グリースは、私が述べたように特別の保護を要求するものと考える。私は、常にそれらがそうであったのを見てきた。船に属している他の人々がそう念入りではなからうとも、私は、そういうように保護されていないのである。それらを受け取ることに反対するであろう。油の取引においては、もちろん、人々は十分に知らされており、同一のことを認めない限り、そうしようとはしない。

被告に対して。多くの荷物について、十分に見えるけれど



も、実際には十分な荷物がなかったということが判明するであ  
らう。その場合に、船に適切に積み込まれていたのであれば、船  
は非難されるべしとは考えない。ロタール号については適切に  
積み込まれていたと考える。先月の三〇日より前に私は船にお  
いて、積載品を調査し、ひきつづきロタール号に乗っていた。

署名 エドワード・バーンズ

法廷に対して。ブラウン氏は正式に宣誓して証言した。話が  
進むうちに、私は、私がそれを誰か他の人に託したいと願って  
いるという発言を行った。

原告に対して。このことはあなたの家で生じた。あなたのす  
べての請求を支払う以外に、あなたについては、他のいかなる  
選択もなかった。失われたものについて、あなたは私に、私は  
四四ドルでさえ取るうとしない、私は四五ドルほしい、あるい  
は裁判所にその船長を訴えるつもりだと言った。彼の手紙を受  
け取ったあとで、このことは生じた。私は、ジョセフズ氏と円  
満に解決することを望んでいた。

署名 H・S・J・ブラウン

トロチック (Trozig)、調査の報告者は、宣誓して証言し  
た。樽は、四二二グロスの重さである。風袋は約二五から三〇  
トロイポンドである。樽は良好な状態にあり、グリーンズは非常

にきれいであって、一切ちりがはいついていない。全く開封され  
ていなかった。

署名 H・トロチック

判決

〔訳注 この項については原資料はここで終了している。原  
資料の一七五頁は空白である。〕

(50) G・ドモニイ商会対J・ハーディ

No. 31

女王陛下の地方裁判所にて

兵庫 一八七二年四月一九日

G・ドモニイ商会

対

九九ドル六四セントの勘定残高

J・ハーディ

G・ドモニイは正式に宣誓して証言した。シャンペン三本は  
ハーディによって注文され、彼の個室に運ばれた。

第二の項目、ジンとブランディは、同様に私の店からのもの  
であった。個室ということによって、私は、境界通りの彼の部  
屋を意味している。下宿代については、ハーディは、一八七一  
年一月一日から一九日まで、私の家に住んで朝食を摂った。

彼は友人をも連れていて酒を飲んだ。

問題となっている豚について。二月二日に、ハーディは、屠殺場へ行って、屠夫に二頭の小さい豚を捕まえるように命じた。彼らは拒否した。ハーディは人夫を連れており、二頭の豚を持って行った。私は、彼のところへ行って、豚を返すようにハーディに頼み、さらに同日彼に手紙を出した(文書A)。いくつかの日本人居住区でそれら売れば、一五ドルを得ることができたであろうし、告訴もしなかったであろう。後に、ハーディは、私に、「あなたは私を召喚するつもりか」と尋ねた。私は、「しない」と言った。できれば、私は、相談で話をつけたかった。

神に対して。ハーディは、共同経営が問題になっていた間に、豚を持ち去った。私は、一月一日から二九日まで豚を飼っていた。豚は、私の不在中に、ハーディとタッカー(Tucker)とによって持ち去られた。

馬小屋について。ハーディは、私の敷地内にポニーと馬丁をおいていたので、私は、二月二五日頃、ポニーを私の所有とし、彼の馬丁を出て行かせた。悪い仲間との付き合いで別当が不品行であったから、彼を解雇しなければならなかった。

訴訟を未決のままにしないのであれば、彼が留まるのを全く

許すべきではなかった。二月の末か一月一日頃、ハーディは、三人の男と一緒に私の家へやってきて、もし認めなければ暴力ではいるぞと脅して、それから、提出された請求書どおりの軽食をとった。私は横浜の買弁であって、店の料金は通常の価格である。

反対尋問。私は、その種の豚をグリーン氏に売らなかった。豚は私の屋敷内にいた。たとえその屋敷のあなたの部分にいたとしても、あなたは、そこからそれらを追い払っただろうと思ふ。かつて、豚は、ドモニイ商会の財産に属していた。約九、一〇週前のことであった。私は、私の家で、あなたと食事をしたことはない。そこで一、二度朝食をとったかもしれない。しばしば、あなたは、もてなすために、通りから友人を呼びこんだ。私は、一月四日のすべての店の請求書を持ってきた。ハーディ氏も覚えている一日に、実質上、私は、商売の問題について彼と沢山の話をした。一月四日に私は管理した。私は、一月一日からの使用人の賃金を支払った。

馬小屋についての二〇ドルに関して。私は、あなたにあなたの部屋を必要とすと言った。誰があなたの馬を持ち去ったか知らない。あなたの馬小屋の備品は、ほうき、バケツと、若干のえんどう豆であった。あなたの馬丁が売春宿ないしは賭博場

に類似のようなものをやっていたので、私は、火事を心配したのである。クラッチレイ氏に、一八七二年三月三日まで、譲渡の前か後からドモニイ商会の屋敷を貸した。私自身の建物にも同一の定められた賃料が支払われるようにした。彼の馬が運び去られてから三、四日するまで、私は、馬小屋に鍵をかけた。馬丁に、ハーディ氏がもし戻ってくるならば、彼は使用を再開することができると言った。託された一九日間のまかない料が満期になったときに、彼は、突然、下宿を出た。

法廷に対して。豚は、それぞれ四〇トロイポンドの重さであった。日本人からその豚を買いたいとの申し込みがあった。日本人は、それらについて、各々、一五ドルを出すつもりであった。若い豚は、決して、目方では売られない。豚は、日本人好みのパークシャー産であった。品種の違いは、多くて約二ドルの価格の相違を生み出すが、他は、三〇ドルから四〇ドルで同じ大きさであった。訴訟が解決されるまでハーディの所有のままにしておいた。私が家を建てたいということを言ったことはない。訴訟が解決されるまで、私は、彼を追い払うか、他のきびしい手段を用いるということをしなかった。彼は、その場所が彼のものであると言っている。一日につき一ドル五〇セントの請求は、そこで飲まれたビール、酒、その他のすべてを含ん

でいる。屋敷の一部に対して、月に八ドルがドモニイ商会に支払われた。それに柵を施した。ハーディの牛小屋を変更しなかった。砂地の小区画の約四分の一を貸しただけである。

法廷に対して。飼育されていた豚に関して。二九日に、ハーディは、一頭の豚を持ち去り、ポイセイにもう一頭を持っていくことを許した。二九日まで、ハーディは、一頭について請求されていた。他の一頭については、私は、ポイセイに請求する。私は、五ドルの代金が高過ぎると思わないが、この項目を三ドルまで減額したい。

署名 G・ドモニイ

ジョン・ハドゥは正式に宣誓して証言した。クラッチレイ氏によって尋問された。私は、ハーディの勘定書を作成した。私は、ハーディ氏が一頭のポニーを持っていたことを記憶している。彼は、そこで、若干の豆を持っていた。一八七一年二月二四日にドモニイ氏のところへやってきた。私は、横浜で約二年間、ドモニイ氏に雇われたことがあった。馬丁は、昼も夜もそこを賭博場にしていたが、それで解雇されたのである。

ハーディに対して。反対尋問。シンドゥは賭博をやっていたが解雇された。私は、その豚が飢えているとあなたに言ったことは記憶にない。ドモニイの使用人は、私が止めていたから、

料 規則として、賭博をしなかった。

資

法廷に対して。ハーデイが二頭の豚を持ち去った時間を覚えていいる。それが、店の裏であったか、屠殺場であったかどうか覚えていない。二頭の豚が店の裏にいたことは覚えている。それらがハーデイ氏によって持ち去られたと聞いていた。二頭のみが同一の品種で、同じように小さかった。それらの母親がどこにいるか言えない。それらは、イギリス産であった。中国産とイギリス産の間には、値段の差は全くない。それらは、現在、生きたままで一トロイポンドにつき一〇セントで買うことができる。常に、私は、若いのも年取ったものも、目方で船から豚を買う。それらを、同じ方法では売らない。ハーデイに奪われたその二頭の豚の年齢を言うことはできない。一二ヶ月ぐらいだったかもしれない。一人の日本人商人を知っている。彼がドモニイから他の豚を何頭買ったかどうか知らない。現在、私は、ドモニイ氏の簿記係であるが、概略の帳簿を見ることができるだけである。豚が売られた時を覚えていない。私は、店の品物以外のものを売る権限は与えられていない。ドモニイ氏の命による以外に、豚を売ることはできなかった。通常の豚の値段は、二五ドルから三〇ドルであった。十分成熟した豚は約二五ドルであった。すべての我々の豚は、ほとんどイギ

リス産であった。

ハーデイに対して。横浜で、ドモニイのために、船から豚を買った。私は、日本人所有の豚を調べた。私は、小さい豚を約一〇ドルで買うことができる。ここでは、決して豚を買わなかったし、あるいは、あらゆるものが売られたのは現在であった。外に全くない商品が店にはいつてくるだけである。

署名 ジョン・ハドウ

ジェームズ・ハーデイは正式に宣誓して証言した。以下のよ  
うに宣誓証言した。

その請求書は、ドモニイの友人と商会とについてのものでは  
あった。ドモニイ氏は、しばしば、他の人と同様に、私と一緒に  
食事をした。はしけや使用人というようなものについて、彼に  
請求したことは全くない。八一番館に行きつづけた。一八七一  
年一月二二日まで、G・ドモニイが請求していたことを知ら  
なかった。一九日間のまかない料とボニーの費用とは高過ぎる  
と私は思う。もし、その土地が私のものではないと知っていた  
ならば、そこへ行くことを私は継続しなかったであろう。私  
は、適正な調停を法廷に訴えたい。酒は、個人的に私に対して  
ではなく、商会に請求されるべきであると、私は考える。

クラッチレイ氏に対して。反対尋問。それらは、ドモニイ商

会に請求されるべきである。ポイセイと私とは、その時、ドモ  
ニイ商会のものであった。酒は、ドモニイ商会のものである  
と、私は理解していた。法廷が、その財産が二月二日から  
所屬していると判決したことを知っている。法廷の決定によ  
り、財産が移転されたことを知っている。法廷は譲渡が二日  
か二日に生じることを決定したと思う。一八七一年一月末  
までに、帳簿がドモニイ商会の前身の商会について作成され  
たことを知っている。そのとき、一月二日までドモニイ氏が  
管理していないことを知らなかった。ドモニイ氏によって、譲  
渡が彼に対してなされたのを、気づかされたのである。このこ  
とは、私の手紙に対する回答においてである。酒は私の所有物  
であると考えていた。領収書については争わない。

法廷に対して。十中八九、そのポイイが酒を私の部屋におい  
たかもしれないことを認めるし、彼がそうすることは習慣であ  
った。一月二日か三日頃、イタリアのフリゲート艦の士官は  
何本かのシャンパンを飲んだ。彼らは、ドモニイ商会の顧客で  
あった。誰がそれを注文したかはつきりしない。書記が注文し  
たと思う。他の三本のボトルを飲んだことは記憶にない。一二  
月一〇日に、私のポイイは、四本のシャンパンを買った。請求  
書の日付は不正確である。

署名 J・ハーディ

タッカー氏は正式に宣誓して証言した。ハーディによって尋  
問された。ハーディが私に豚二頭をくれたことを覚えている。  
それらは約二五トロイポンドの重さであった。それらと他の豚  
との間に、いかなる特定の相違も見られなかった。

クラッチレイ氏に対して。反対尋問。豚の間の相違を特に覚  
えていない。私は、豚の品種についての日本人の考えを知らな  
い。ハーディ氏は、豚を私の家へ持ってきた。ドモニイ氏は、  
何頭かの豚を六ドルか七ドルで売ったと言った。それらは、ド  
モニイ商会の前身の商会のものであった。豚を屠殺した人に、  
それらの価格について聞かなかった。

署名 W・K・タッカー

ジェームズ・ハーディの陳述の続き。私は、贈り物として与  
えるために、高価な豚を持って行くべきではなかった。私は、  
屠殺されるべきそれらを贈り物として与えた。

署名 J・ハーディ

ジェームズ・ハーディは再尋問された。  
法廷に対して。ドモニイ氏は、人に請求書を決して与えなかつたので、和解の条件を提供する機会を持つことができなかった。彼にドモニイ氏に来て私に会うように言えと言ったとき

料に、その警官は、私に、請求書を与えた。彼に反対の請求書を送った。ドモニイ氏は一切返事をよこさなかった。私は、集金人に、ドモニイの請求書が不正確であると言った。

署名 J・ハーデイ

ドモニイ氏が再尋問された。

「法廷に対して。集金人は、私に、ハーデイ氏が「私はそれを払うつもりはない」と言ったと、告げた。

署名 G・ドモニイ

そこで、クラッチレイ氏は法廷に話しかけた。

〔訳注 原文はここで途切れている。〕

(67) 日本政府鉄道寮および電信寮対ボウマン・トンプソン

No 32

女王陛下の地方裁判所 兵庫

一八七二年五月三日

A・J・C・ガワー判事の前で

日本政府鉄道寮と電信寮

対

ボウマン・トンプソン (Bowman Thompson)

契約第三条による義務の不履行

被告が定刻に出廷しなかったので、法廷は午後三時三〇分まで延期された。

出廷にあたり、きわめて無礼な態度で応答したので、被告は、法廷侮辱罪として一〇ドルの罰金を課せられた。被告は、日本政府との彼の契約の署名の有効性を認めた。

法廷は、被告に話しかけて、時間を節約するために将来のよいい態度を約束するとともに、罪状に対して有罪を申し立てるように勧めた。同一のことを告げるにあたり、イギリス代表は、認められている刑罰を限度一杯圧縮することを望まなかった。

被告、法廷に対して。木曜日に欠勤し、金曜日には立派ではなかったことを、私は認める。私は、いくつかの橋を建設するために外へ出た。

イギリス代表は、彼が特に契約しているそれらに対して同様の性質を有する限り、主任技師によって指定された義務を彼が履行するという、第二条の規定を、被告に示した。イギリス代表は、もちろん同様の性質の回転テーブルを設置する契約を被告がしていたことを法廷に知らせることもした。

事実認定

それゆえ、ここに、法廷は、イギリス代表の勧告を考慮に入

(184)

(185)

(186)

れ、被告トンプソンが欠勤し、義務を履行しなかったすべての日について、二日分の賃金と同一の罰金を課するものである。訴訟費用三ドルと、法廷侮辱罪に対する罰金一ドルをも課する。ここで、イギリス代表は、法廷がイギリス代表に、被告の賃金から控除して、日本の鉄道当局に支払うように指示した被告の賃金の比率は、三ドル九四セント、すなわち一五ドル七六セントであると述べた。

(後記) 本稿は、一九八九年度大阪経済法科大学研究補助金助成による研究成果の一部である。

